

寄 附 行 為



學校法人 松商學園

学校法人松商学園寄附行為

(昭和 26 年 1 月 31 日認可)

施行 昭和 26. 1. 31

改正 昭和 28. 1. 31 昭和 30. 2. 5

昭和 30. 7. 15 昭和 39. 9. 8

昭和 46. 4. 1 昭和 48. 6. 19

昭和 49. 5. 14 平成 元. 10. 12

平成 3. 3. 25 平成 3. 12. 20

平成 13. 12. 20 平成 14. 3. 4

平成 17. 3. 31 平成 17. 7. 5

平成 18. 11. 30 平成 19. 9. 28

平成 21. 8. 25 平成 21. 11. 11

平成 22. 9. 16 平成 22. 10. 29

平成 28. 8. 31 平成 30. 6. 1

令和 2. 4. 1

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人松商学園と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を長野県松本市県 3 丁目 6 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 松本大学 大 学 院 健康科学研究科

総合経営学部 総合経営学科

観光ホスピタリティ学科

人間健康学部 健康栄養学科

スポーツ健康学科

教育学部 学校教育学科

(2) 松本大学松商短期大学部 商 学 科

経営情報学科

(3) 松商学園高等学校 全日制課程 商 業 科

普 通 科

(4) 松本秀峰中等教育学校 前 期 課 程 全 日 制

後 期 課 程 全 日 制 普 通 科

第 5 条 (削 除)

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 6 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上 15人以内
- (2) 監事 2人以上 3人以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち若干名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長及び校長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者
5人以上 6人以内
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者
4人以上 6人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長及び校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員の任期）

第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員の補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

- 2 この法人の業務の円滑な運営をはかるため理事会は、必要に応じて各種の委員会を設けることができる。
(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 学 園 長

(学 園 長)

第20条 この法人に、学園長を置くことができる。

(学園長の選任)

第21条 学園長は、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により選任する。

(学園長の業務)

第22条 学園長は、この法人の設置する学校及び研究機関の教育及び研究に関する事項を統括する。

第5章 評議員会及び評議員

(評 議 員 会)

第23条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、37人以上42人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第24条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第25条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第26条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第27条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 8人
- (2) この法人（財団法人松商学園・財団法人松本商業学校・学校法人松本松南高等学校を含む。）の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 23人以上 28人以内
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第28条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 29 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第 6 章 顧 問

(顧 問)

第 30 条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決により理事長がこれを委嘱する。

第 7 章 資産及び会計

(資 産)

第 31 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 33 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 34 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 35 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 36 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 37 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第38条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第39条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第40条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したときこれらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第42条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第44条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でか

つ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(資産総額の変更登記)

第 45 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 46 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 8 章 解散及び合併

(解 散)

第 47 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 48 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 9 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 50 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 51 条 この法人は、第 40 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、松商学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 53 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は昭和 28 年 1 月 31 日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 30 年 2 月 5 日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 30 年 7 月 15 日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 39 年 9 月 8 日より施行する

附 則

この寄附行為は昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 48 年 6 月 19 日より施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 49 年 5 月 14 日より施行する。

附 則

この寄附行為は平成元年 10 月 12 日より施行する。

(施行細則)

平成 3 年 3 月 25 日文部大臣認可のこの寄附行為は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

(松商学園短期大学の商学科第 1 部の存続に関する経過措置) 松商学園短期大学の商学科第 1 部は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず平成 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の平成 3 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 20 条、第 24 条の改定については平成 3 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 3 年 12 月 20 日より施行する。

附 則

この寄附行為は平成 13 年 12 月 20 日より施行する。

附 則

平成 14 年 3 月 4 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

平成 17 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

平成 17 年 7 月 5 日文部科学大臣への届出によるこの寄附行為は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

平成 18 年 11 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

平成 19 年 9 月 28 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

(役員及び評議員の設置人数に関する経過措置)

この法人が置く役員数は改正後の寄附行為第 6 条第 1 項各号及び第 7 条第 1 項各号の規定にかかわらず現任期の平成 21 年 5 月 31 日までの間、評議員数は改正後の寄附行為第 20 条第 2 項及び第 24 条第 1 項各号の規定にかかわらず現任期の平成 21 年 5 月 19 日までの間、合併前の各法人の平成 20 年 3 月 31 日における役員および評議員を合算した人数とする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 21 年 8 月 25 日）から施行する。

附 則

平成 21 年 11 月 11 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 22 年 9 月 16 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 22 年 10 月 29 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 8 月 31 日）から施行する。

附 則

平成 30 年 3 月 16 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

令和 2 年 2 月 3 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 松本大学</p> <p> 大学院 健康科学研究科 <u>総合経営研究科</u></p> <p> 総合経営学部 総合経営学科 観光ホスピタリティ 学科</p> <p> 人間健康学部 健康栄養学科 スポーツ健康学科</p> <p> 教育学部 学校教育学科</p> <p>(2) 松本大学松商短期大学部</p> <p> 商学科 経営情報学科</p> <p>(3) 松商学園高等学校</p> <p> 全日制課程 商業科 普通科</p> <p>(4) 松本秀峰中等教育学校</p> <p> 前期課程 全日制 後期課程 全日制普通科</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の</u> <u>日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 松本大学</p> <p> 大学院 健康科学研究科 (新設)</p> <p> 総合経営学部 総合経営学科 観光ホスピタリティ 学科</p> <p> 人間健康学部 健康栄養学科 スポーツ健康学科</p> <p> 教育学部 学校教育学科</p> <p>(2) 松本大学松商短期大学部</p> <p> 商学科 経営情報学科</p> <p>(3) 松商学園高等学校</p> <p> 全日制課程 商業科 普通科</p> <p>(4) 松本秀峰中等教育学校</p> <p> 前期課程 全日制 後期課程 全日制普通科</p>

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
区 分	年 度		令和2 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和5 年度	合 計	
	設置経費	校 地 (うち造成費)		— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
施設		基 準 内	—	—	—	—		
		基 準 外	—	—	—	—	—	
設備		図 書		—	5,785 千円	2,308 千円	2,224 千円	10,317 千円
		教 具		—	4,866 千円	0 千円	0 千円	4,866 千円
		校 備 品		—	4,866 千円	0 千円	0 千円	4,866 千円
小 計		—	10,651 千円	2,308 千円	2,224 千円	15,183 千円		
新設校の開設年度の経常経費								
合 計			—	10,651 千円	2,308 千円	2,224 千円	15,183 千円	

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	44,231 千円
		基 準 外	3,415 千円
	設備	図 書	2,138 千円
		教具・校具・備品	998 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	15,183千円	令和2年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金2,738,883千円のうち15,183千円を財源に充当
合 計	15,183千円	

財産目録総括表

科目	年度	令和元年度末 (開設年度から3年前の年度)	年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和3年3月31日)
一 基本財産		11,264,159 千円	11,007,663 千円	11,007,663 千円
二 運用財産		4,153,343 千円	4,474,406 千円	4,474,406 千円
三 負債額		1,768,833 千円	1,760,603 千円	1,760,603 千円
1 固定負債		806,997 千円	725,413 千円	725,413 千円
2 流動負債		961,836 千円	1,035,190 千円	1,035,190 千円
四 基本財産+運用財産		15,417,501 千円	15,482,069 千円	15,482,069 千円
五 純資産(四-三)		13,648,668 千円	13,721,466 千円	13,721,466 千円

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	12,561,730,447	12,248,330,578	313,399,869
有形固定資産	11,007,663,004	11,264,158,765	△ 256,495,761
特定資産	1,203,793,896	929,616,696	274,177,200
その他の固定資産	350,273,547	54,555,117	295,718,430
流動資産	2,920,338,513	3,169,170,798	△ 248,832,285
資産の部合計	15,482,068,960	15,417,501,376	64,567,584
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	725,413,256	806,996,533	△ 81,583,277
流動負債	1,035,189,660	961,836,406	73,353,254
負債の部合計	1,760,602,916	1,768,832,939	△ 8,230,023
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	20,637,537,370	20,202,547,953	434,989,417
第1号基本金	19,286,904,474	19,162,075,057	124,829,417
第2号基本金	880,000,000	570,000,000	310,000,000
第3号基本金	168,632,896	168,472,896	160,000
第4号基本金	302,000,000	302,000,000	0
繰越収支差額	△ 6,916,071,326	△ 6,553,879,516	△ 362,191,810
純資産の部合計	13,721,466,044	13,648,668,437	72,797,607
負債及び純資産の部合計	15,482,068,960	15,417,501,376	64,567,584

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和3年度	総合経営研究科(M) 設置に係る図書購入	和書 108冊 洋書 189冊 和雑誌 3冊 電子ジャーナル 2種	令和4年3月購入予定	大学院総合経営研究科専用
	総合経営研究科(M) 設置に係る機器備品の 購入	校具・教具・備品 26点	令和4年3月購入予定	大学院総合経営研究科専用
	太陽光発電設備計測装 置改修	7号館屋上設備	令和4年3月改修予定	総合経営学部・人間健康学 部・教育学部・松商短期大学 部共用
	各教室・事務室耐震工 事	大学・短期大学部建物全館 (防災管理点検指摘箇所)	令和3年8月工事予定	総合経営学部・人間健康学 部・教育学部・松商短期大学 部共用
	屋外防犯カメラ更新工 事	屋外防犯カメラ 13台	令和3年7月工事予定	総合経営学部・人間健康学 部・教育学部・松商短期大学 部共用
	総合グラウンド 人工芝張替工事	面積 17,879m ²	令和3年6月着工予定 令和3年8月完成予定	総合経営学部・人間健康学 部・教育学部・松商短期大学 部共用
	4・5号館渡り廊下改修工 事	総面積 2,910m ²	令和3年8月着工予定 令和3年9月完成予定	総合経営学部・人間健康学 部・教育学部・松商短期大学 部共用
	教室間授業同時配信 システム	学生・教職員3,000名	令和3年8月着手予定	大学・短期大学部共用

短期大学部大講義室 背座張替工事	280席		令和3年8月着工予定 令和3年8月完了予定	松本大学松商短期大学部 専用
教室天井シーリングファン 設置工事	2教室		令和3年12月着工予定 令和3年12月完了予定	松本大学松商短期大学部 専用
4号館共同研究室・6号館 事務室複合機入替	4号館2階 共同研究室 6号館1階 人間健康学部事務室		令和4年2月購入予定	総合経営学部・人間健康学部・ 教育学部・松商短期大学部 共用
学内AED機器定期入替	AED機器7台(学内総数 台)		令和3年4月実施	総合経営学部・人間健康学部・ 教育学部・松商短期大学部 共用
人間健康学部 実験機器購入	血圧脈波検査装置		令和3年6月導入予定	健康科学研究科・人間健康 学部共用
人間健康学部 実験機器購入	味認識装置		令和3年12月導入予定	健康科学研究科・人間健康 学部共用
人間健康学部 実験機器入替	高速液体クロマトグラフィー		令和3年12月実施予定	健康科学研究科・人間健康 学部共用
人間健康学部 実験機器入替	超低温槽		令和3年6月実施予定	健康科学研究科・人間健康 学部共用

令和3年度	PC教室機材定期入替 ネットワーク配線入替	322PC教室 56台 322PC教室から情報センター間 含む	令和3年4月実施	総合経営学部・人間健康学 部・教育学部・松商短期大学 部共用
	事務システム(メソフィ ア) 用サーバー更新(3台)	キッセイコムテックデータセン ター内	令和3年4月実施	総合経営学部・人間健康学 部・教育学部・松商短期大学 部共用
	高等学校借用地買取	松本市県3丁目6番1号敷地内	令和4年3月購入予定	学校法人
	教員用iPad購入	松商学園教員用 108台	令和3年8月購入予定	松商学園高等学校専用
	WIFI教室用貸出端末購 入	chromebookタブレット端末45台	令和3年8月購入予定	松商学園高等学校専用
	事務システム サーバー移設	ホスティングサーバー データセンター移設 保守メンテ契約	令和3年8月購入予定	松商学園高等学校専用
	柔道場内北側壁撤去工 事	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼 板葺 5階建 1322.96㎡	令和3年7月着工予定	松商学園高等学校専用
	放送設備改修工事	放送室内設備入替 映像関係設備導入	令和3年8月購入予定	松商学園高等学校専用

	教室内AV設備改修	プロジェクター、スクリーン、暗幕	令和3年7月着工予定	松商学園高等学校専用
	松本秀峰中等教育学校 講堂・教室棟建設	鉄筋コンクリート造 4階建 約2875.55㎡	令和2年9月着工 令和4年2月完成予定	松本秀峰中等教育学校 専用
	新校舎無線LAN敷設工 事	校内LAN 松本市埋橋2-1-1 秀峰中等教育学校敷地内	令和3年度末工事予定	松本秀峰中等教育学校専用
	新校舎教育用備品	机、椅子他	令和3年度末納入予定	松本秀峰中等教育学校専用
	新校舎管理用備品	書庫、金庫	令和3年度末納入予定	松本秀峰中等教育学校専用
令和4年度	該当なし			
令和5年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設研究科分	新設研究科分
学生生徒納付金収入		3,900	7,400
手数料収入		279	295
寄付金収入		0	0
補助金収入		1,048	2,096
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		236	473
受取利息・配当金収入		0	0
雑収入		43	88
借入金等収入		0	0
前受金収入		2,350	2,350
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		0	-2,350
前年度繰越支払資金		0	-324
収入の部合計		7,856	10,028

(支出の部)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設研究科分	新設研究科分
人件費支出		3,240	3,480
教育研究経費支出		2,000	4,000
管理経費支出		631	1,257
借入金等利息支出		0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		2,308	2,224
資産運用支出		0	0
その他の支出		1	1
[予備費]		0	0
資金支出調整勘定		0	-76
翌年度繰越支払資金		-324	-858
支出の部合計		7,856	10,028

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	完成年度	
		新設研究科分	新設研究科分	
教育活動 収入	学生生徒納付金	3,900	7,400	
	手数料	279	295	
	寄付金	0	0	
	経常費等補助金	1,048	2,096	
	付随事業収入	236	473	
	雑収入	43	88	
	教育活動収入 計	5,506	10,352	
	教育活動 支出	人件費	3,305	3,550
		教育研究経費	3,000	5,000
		管理経費	631	1,257
徴収不能額等		0	0	
教育活動支出 計		6,936	9,807	
教育活動収支差額		-1,430	545	
教育活動 外収入	受取利息・配当金	0	0	
	その他の教育活動外収入	0	0	
	教育活動外収入 計	0	0	
	教育活動 外支出	借入金等利息	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
教育活動外支出 計		0	0	
教育活動外収支差額		0	0	
経常収支差額		-1,430	545	
特別 収入	資産売却差額	0	0	
	その他の特別収入	0	0	
	特別収入 計	0	0	
	特別 支出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
特別支出 計		0	0	
特別収支差額		0	0	
[予備費]		0	0	
基本金組入前当年度収支差額		-1,430	545	
基本金組入額合計		-2,308	-2,224	
当年度収支差額		-3,738	-1,679	
前年度繰越収支差額		0	-3,738	
基本金取崩額		0	0	
翌年度繰越収支差額		-3,738	-5,417	
(参考)				
事業活動収入計		5,506	10,352	
事業活動支出計		6,936	9,807	